(エ)　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
(オ)　(ア)から(エ)に準ずる行為
⑵　株式会社ゆうちょ銀行における競争参加資格審査において、資格を有すると認められた者又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。
3　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を平成30年４月16日午前10時30分までに下記４に示す場所に提出しなければならない。提出された証明書等を審査の結果、当該事項を履行することができると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した証明書等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　〒100―0011 東京都千代田区内幸町二丁目１番１号　株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部（役務・システム調達担当）担当　坂入　智徳　電話03―3504―4870
5　その他
⑴　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札
⑵　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑶　入札保証金及び契約保証金　免除
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　株式会社ゆうちょ銀行取引先資格審査申請書の提出　参加条件を満たさない者で入札を希望する者は、当社所定の審査申請書に必要事項を記入の上、上記４に示す場所へ提出すること。なお、申請の時期によっては本件入札に間に合わない場合がある。
⑹　入札書の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、競りによる入札を行う。
6　Summary
⑴　Contracting entity : Atsuko Onodera, Managing officer JAPAN POST BANK Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 76
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Outsourcing of sending out direct mails (June 2018)
⑷　Fulfillment period : From contract date Through 28 December 2018
⑸　Fulfillment place : To be specified later
⑹　Time limit for tender : 10 : 30 AM 16 April 2018
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by JAPAN POST BANK Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.
⑻　Contact Point for the notice : Tomonori Sakairi, General Affairs Department, Corporate Administration Division, JAPAN POST BANK Co., Ltd. 1―1 Uchisaiwaicho, 2-Chome Chiyoda-ku, Tokyo 100―0011, Japan. TEL 03―3504―4870

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 30 年４月４日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長　坂　　克人
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　那覇空港滑走路増設１工区埋立工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　沖縄県那覇空港地先
⑷　工事内容　探査工、陸上地盤改良工、埋立工、小型水路工、舗装工、雑工
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年12月21日まで
⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う対象工事である。
⑿　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⒀　本工事は、企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）の提案項目数の緩和を行う試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における港湾土木工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,050点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については850点以上であること。
⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。
⑹　平成15年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
１）単体及び特定ＪＶの代表者は、下記(A)の施工実績を有すること。
(A)　１件工事にて26万㎥以上の海洋埋立工を施工した実績（浚渫工であって、26万㎥以上の埋立を伴うものも可。）。
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記(A)―１の施工実績を有すること。
(A)―１　海洋埋立工を施工した実績（浚渫工であって、埋立を伴うものも可。）。